

## 第 8 号議案

# 宮川漁業協同組合懲罰規程

(目的)

第 1 条 本規程は、組合員に対して、この組合が科す懲罰及びその運用に関する事項について定める

(違反行為に対する懲罰)

第 2 条 組合は、組合員が、漁業行使規則や漁業、資源管理に係る取決め等に違反した場合は、本規程に定めるところにより、懲罰を科すものとする。

(懲罰の種類)

第 3 条 組合員に対する懲罰は、次の各号のとおりとする。

- 一 戒告 口頭をもって戒める。
- 二 けん責 始末書を取り、将来を戒める。
- 三 没収 漁獲等により取得した漁獲物を含む不正な利益をはく奪し、組合に帰属させる
- 四 漁業停止 一定の期間において、漁業を停止させる。
- 五 降格 正組合員から准組合員にする。
- 六 公的職務の停止、禁止、解任  
組合における一切の公的職務を一定期間において、停止、禁止、又は解任する。
- 七 役員職務の停止、禁止  
組合における一切の役員としての職務を一定期間において、停止、禁止する。
- 八 除名 定款第 15 条の規定に基づき、組合から除名する。

2 前項の懲罰は、併科することができるものとする。

(懲罰の基準)

4 条 懲罰の基準は、次のとおりとする。

- 一 漁業権行使規則等に違反した場合は、組合は当事者に別に定める基準により懲罰を科する

(その他の違反行為に対する懲罰)

第 5 条 定款や規約又はこれに付随する諸規程に対する違反行為のうち、組合員が次の各号のいずれか該当する行為を行った場合には、本規程に定めるところにより、第 3 条第 1 項の懲罰を科す。

- 一 組合、組合員の名誉又は信用を毀損する行為を行った場合
- 二 組合の秩序風紀を乱した場合
- 三 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- 四 組合や組合員に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束した場合
- 五 脱税その他不正な経理を行った場合

(違反行為の重複による加重)

第 6 条 同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の 2 倍以下の範囲において、懲罰を加重することができる。

(酌量軽減)

第 7 条 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その 罰を軽減することができる。また除名処分を受けた者も、その処分決定後 3 年間を経過した後 に新規に組合に加入することができる。

(違反行為の調査,審議及び懲罰の決定)

第 8 条 違反行為に対する懲罰については、懲罰査定委員会を設置し、懲罰査定委員会の調査及び審議を経て、理事会で決定する。ただし、理事会は懲罰査定委員会の答申を十分尊重し、かつ、組合全体の状況を考慮したうえで、懲罰の決定を行う。

- 2 懲罰査定委員は、必要に応じて総代の中から理事会で選任し、組合長が任命する。  
任期は 3 年とし、懲罰審査委員長及び副懲罰審査委員長は互選による。

(違反行為の事実関係の調査)

第 9 条 組合員の違反行為が明らかになった場合は、懲罰査定委員会により事実関係の調査を行うものとする。

- 2 前項の調査対象となった組合員は、当該調査に協力しなければならない。

(審理の非公開)

第 10 条 懲罰査定委員会における懲罰に関する審理及び記録は、非公開とする。

ただし、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

(聴聞)

第 11 条 懲罰査定委員会は原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聴取するものとする。  
ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合は、この限りではない。

(議決)

第 12 条 懲罰査定委員会は 5 名で構成する。ただし 3 名以上の参加をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の時は委員長の決するところとする。

(懲罰の通知)

第 13 条 理事会は、決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。

- 2 当該通知には以下の項目を含めなければならない。
  - (1) 当該者の氏名及び住所
  - (2) 主文(判断の結論。効力発生日)
  - (3) 判断の理由(根拠となる条文を記載)
  - (4) 作成年月日

(改正)

第 14 条 本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

附則

本規程は平成 29 年 3 月 19 日から施行する。